

# 市民憩いの広場（市民農園）利用要項

1. 利用期間 **平成30年4月1日から平成32年1月31日まで**  
(ただし、平成30年3月1日より1か月間は試用期間として利用できるものとします)
2. 対 象 市内在住で、他人に迷惑をかけず耕作の管理と雑草などの処理（利用区画に面した通路と空き地の雑草も含む）ができる方。（高校生以下は除く）
3. 利用条件 (1) 水道・トイレ・駐車場はありません。（車での来場は禁止。）  
(2) 食用農作物の栽培に限ります。  
(3) 丈の高い作物は、周辺作物の日照に支障があるため禁止します。  
(4) 作物の不用部分や耕作に要した物品・ゴミ等は全てその日のうちにお持ち帰りください。**広場内への廃棄は一切認めません。**  
(5) 利用を辞退する場合は、速やかに区画を整地し、市役所にご連絡ください。  
(6) 利用は一世帯（同居の別世帯も含む）一区画（概ね15㎡）。  
※詳しくは別添の利用上のマナー等をお読みください。
4. 利用取消し (1) 野菜の栽培以外に利用したとき。  
(2) 利用者が指定された区画を利用しないで1箇月以上放置しているとき。  
(3) 広場内に工作物を造ったとき。  
(4) 他人の迷惑になるような行為をしたとき。（他者耕作物の盗難など）  
(5) 広場を転貸したとき。  
(6) 指定された区画からはみ出して耕作をしたとき。  
(7) 利用料を指定する期日までに納入しないとき。  
(8) その他、市民憩いの広場の管理上支障があると認められるとき。
5. 利 用 料 **1区画当たり年額2,000円**  
※利用料は、4月に送付する納入通知書で、指定する期日までに納入してください。

## 6. 貸出場所

広場名	場 所	区画数
柏 原	土橋バス停北	48
南入曽第1	新入曽橋東	73
南入曽第2	新入曽橋東	121

広場名	場 所	区画数
北 入 曽	東亜DKK西	108
新 狭 山	新狭山小学校北	86
笹 井	鷺宮製作所北	36

7. 申し込み 所定の申込書に必要事項を記入し押印の上、産業振興課へ提出してください。（郵送可）
8. 問い合わせ 狭山市役所 産業振興課  
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号  
電話 04-2953-1111 内線 2553 土・日・祝日を除く8時30分～17時15分